

責任能力と「精神鑑定」⁽¹⁾

西 台 満

Criminal Competency and Psychiatric Evidences

Michiru NISHIDAI

According to the predominant view in the Criminal Law Society of Japan, the criminal competency consists of discrimination and control.

The liability of the accused, however, should be decided only on his discrimination, because his control belongs to the professional province of psychological medicine. The criminal responsibility is a legal concept to the utmost, but not a psychiatric one.

It can be judged from the general ethical viewpoint whether the accused could distinguish between good and evil at the time of the crime.

Key Words: Psychiatric Expertise Testimony, Insanity, Criminal Responsibility

第一章 序論

平成18年12月、東京都渋谷の高級マンションに住む外資系不動産投資会社のエリート社員が、容姿端麗な妻に殺害された上、バラバラにされて都内各所に捨てられるという所謂「渋谷エリート・バラバラ殺人事件」(以後、渋谷事件と略す)が起こった。

その第一審東京地方裁判所の判決が、平成20年4月28日に出された。「有罪一被告人を懲役15年に処す」というものであった。「人間を殺す」という行為自体が、通常の人間には縁が遠くて想像し難い上に、なおその死体を血まみれになりながら、細かく切断したとなると、ある程度の精神異常が想定される。殺害については自白もあり、物的証拠も揃っていたため、弁護士の選ぶ争点は、当然「責任能力」ということになる。

刑法39条には、「①心神喪失者の行為は、罰しない。②心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する」とだけあって、「心神喪失」「心神耗弱」の何たるかの説明がないまま、無罪又は減輕を要求している。

判例は、「心神喪失」とは精神の障害により事物の理

非善悪を弁識する能力又はこの弁識に従って行動する能力のない状態を指し、「心神耗弱」とはそのような能力を欠如するには至らないが著しく減退した状態を指す、と解釈している(大審院判決昭和6年12月3日)。学説もそれに同調して、心神喪失・心神耗弱は、精神の障害という生物学的要素(事実的要素)と、弁識能力・制御能力という心理学的要素(規範的要素)とから成る、と理解したのであった。

しかし、この学説の理解は間違っている。A=B+C、即ち水が酸素と水素とから成り立っているように、Aの成分がBとCの二つである場合、どちらの要素が欠けてもAは存在不可である。従って、鑑定人が「被告人には精神障害がある」と判定すれば、二つのうちの一方が欠けているのであるから、心理学的要素を調べるまでもなく、裁判所は「心神喪失で無罪」と判決しなければならなくなる。それは結局、精神異常が問題となる刑事裁判では、精神科医が実質的な裁判官になることを意味する。

しかし実際には、裁判官は自らの席をそう簡単には医師に明け渡したりはしない。窃盗常習犯で覚せい剤使用歴のある被告人が北海道の寒村で途中下車して7件の窃盗既遂・未遂を働いた事件につき、最高裁決定昭和58

(1) 本稿は、卒業論文で示唆に富む責任能力論を展開してくれた照井育子氏に捧げる。

年9月13日は、「被告人の精神状態が刑法39条にいう心神喪失又は心神耗弱に該当するかどうかは法律判断であって、専ら裁判所に委ねられるべき問題であることはもとより、その前提となる生物学的、心理学的要素についても、右法律判断との関係で究極的には裁判所の評価に委ねられるべき問題である」と判示した⁽²⁾。つまり、裁判官は判決を出すに当たって、精神科医の鑑定書に拘束されないのである。

この事件でも、鑑定人甲が「幻聴による弁識能力の欠如で、心神喪失」と報告し、鑑定人乙が「幻聴による制御能力減弱で、心神耗弱」と報告したにも拘わらず、高裁も最高裁も共に責任能力を認めている。渋谷事件でも、検察側・被告側双方の鑑定が一致して「犯行時は心神喪失状態にあった」と結論しているにも拘わらず、冒頭で述べたように、東京地裁はそれを無視し、責任能力を認めた⁽³⁾。

従って、生物学的要素と心理学的要素は、同等の価値で並列する関係と捉えることはできない。心神喪失における重点は、偏^{ひとえ}に法律判断であるところの弁識・制御能力（以後、弁識能力と略す）にあるのであって、生物学的要素は弁識能力の有無・程度を勘案するための参考に過ぎない、と考えなければならない。

ところで、前出最決昭58・9・13にも勇み足が見られる。「生物学的要素についてもこれは法律判断に属しており、裁判所の評価に委ねるべし」には、納得が行かない。先ず、心理学的要素は規範的要素であるから、「これは法律判断に属する」には違和感がない。しかし精神障害については、裁判官は素人である。「精神障害についても、素人である裁判官が判断する」と言われては、精神科医の立つ瀬がない。彼らの専門性を否定することになる。また、「専門家が何と言おうと、素人判断で決める」となれば、「精神障害の有無・程度、これが心理学的要素に与えた影響の有無・程度については、特別の事情のない限り、専門家たる精神医学者の意見を十分に尊重すべきである」とした最高裁判決平成20年4月25日と整合性が取れない。

従って、(1) 生物学的要素は医師の専門領域に属するとして、彼らの専門性を尊重しつつ、判断の構造上その上位に位置する心理学的要素で責任能力の有無を決するというのが正しい理解であろう。(2) 精神科医の所見は、被告人の精神障害の有無・程度に限られる。例えば、「重度の精神分裂病である」とか、「中度のPTSD（心的外傷後ストレス傷害）が認められる」とか。その線を踏み越えて、法律判断である心神喪失・心神耗弱にまで言及すると、それは僭越^{せんえつ}・越権であり、裁判官はそういう所見を無視しなければならない。現に、前出昭58・9・13事件では、心神喪失であるとか心神耗弱であるとか鑑定され、渋谷事件では心神喪失であると鑑定された。検察・弁護双方の鑑定人が一致して心神喪失としていたのに、それを無視した裁判はひどい…などといった批判は、感情論でお門違いもいいところである。

結局、責任能力＝心理学的要素ということになったのだが、心理学的要素は事理弁識能力と行動制御能力から成る、と再び $A = B + C$ の形が出てきた。これを、どう理解すべきか？

第二章 心理学的要素

行動の制御は、是非ないし善悪の区別を前提としている。その区別が正しく機能してこそ、悪はストップ、善はゴーと制御できる。区別・弁識能力がなければ、もはや制御能力の有無を問う必要がなく、責任能力なし即ち責任無能力である。この場合は $A = B$ となって $A = B + C$ の等式が崩れる。即ち、制御能力は責任能力にとって必要条件ではない、ということの意味する。

更に、被告人の弁識能力の有無・程度は、犯行そのもの及びその前後の行動によって規範的に評価できるから法律判断の対象たり得るが、制御能力の方は精神障害によってどの程度弱められたのかは、実は生物学的要素なのであって、素人たる裁判官には判断できない。精神医学が全体として「身体医学にくらべ未発達」⁽⁴⁾な上に、臨床精神医学者はいても司法鑑定医がない我国では

(2) 判例時報1100号，157頁。

(3) Wikipedia「新宿・渋谷エリートバラバラ殺人事件」4裁判

(4) 大谷実「責任能力論の現状」第2期法学教室，42頁。「かねてからその非科学性を言われていた精神分析を始めとする精神医学なるものが、診断、あるいは精神分析や心理療法による治療という側面においては、ほとんど、あるいは全く無効、即ち二十世紀最大のジャンク・サイエンス（八幡洋）であることが明らかになったのが、この数年の趨勢だと私は見ている。実際、犯罪者の心神喪失や耗弱は、当人が『演技』して見せ、過去の精神状態について贖の申し立てをすれば、精神科医にはそれを見破る術がない」小谷野敦「新論・復讐と刑罰」呉智英・佐藤幹夫編著「刑法三九条は削除せよ！是非か」洋泉社（平成16年），51頁。

(5) 専門家でも恐らくできないであろう。

それに、そもそも責任を問うのに制御能力まで要求すること自体が、矛盾を孕む。善悪を正しく弁識した上で、なおその弁識に従う能力まで有する者が、なぜ罪を犯すのであろうか？ 制御能力が無いからあるいは弱いからか。欲望の力に負けて犯すのではないのか。

こう考えて初めて、刑罰＝教育刑が根拠付けられる。刑罰が「目には目を」の応報刑であるならば、刑務所は専ら囚人を苦しめるための施設にならなければならない。このような刑罰観は、近代以降発達した人権思想・人道主義に反し、到底認められるものではない。とは言え、被害者・遺族に仇討ち・復讐を認めると報復の連鎖となって弊害が大きいことから、国家が個人から報復権を没収し、個人に代わって適正な報復を行なうことにしたのが刑罰制度なのであるから、刑罰の応報性を全く無視するのも正しくないであろう。従って、刑罰には①犯した罪の重さと刑罰との間の均衡性と、②自由を奪われることによる苦痛、の二つが本質的要素として要求される。ただ、近代以降は②に関して「必要以上の、あるいは無意味な」苦痛を禁止するのが一般である。必要以上か以下かを判断する基準を、「その苦痛には教育的効果があるか」言い換えると「教育刑になっているか否か」とするのが教育刑論である。

では、何を教育するのか？ 私見では、「制御能力」即ち善悪の弁別に従って行動を抑制する能力、の育成・強化である。

通説によれば、有罪判決を受ける被告人は、前提として責任能力があること即ち弁識・制御の両能力を備えていることが確認されているので、刑罰で一体何を教育するのか？ 無目的になってしまう。出所した後の生活を考えると、職業教育をするのか？ それでは、刑務所と専門学校の区別がなくなってしまう。授業料無し・家賃食事代オール無し・エアコン完備の、誰もが入りたい理想的職業専門学校になってしまう。

私見では、もちろん職業教育の有用性に異存があるわけではなく、ただ、その強制という苦痛を手段として

欲望を抑える能力の涵養にこそ刑罰の目的がある、と言いたいのである。

イギリス及びアメリカの殆どの州で、「心神喪失」抗弁に関する基準として受け入れられているのがマクノートン・ルール (McNaughten Rule) である。1843年、イギリスでマクノートンという男が殺人を行なったのだが犯行時の幻覚を理由に無罪となった事件で、そこで示された基準が後世にまで長く引き継がれることとなった。即ち、「犯罪行為の実行の時点において、被告人が、精神の疾患のゆえに理性を欠き、自分の行なっている行為が何であり、どういう性質のものであるかを知らず、または知っていても、その行為が悪いことであるということを知らなかったということが、明白に証明されたときは、刑事責任能力なしとする」⁽⁶⁾。要するに、心理学的要素で重要なのは弁識能力であって、制御能力の有無は関係ない、ということである。

その点では、心神喪失を「罪を犯す時、知覚精神の喪失に因って是非を弁別せざる者は、其罪を論ぜず」(78条)と規定していた旧刑法の方が、立法として優れていたことになる。現刑法のように内容を完全に解釈に委ねてしまうのではなく、しかも心神喪失の本質を的確に捉えている。

フランス刑法においても、「刑事責任は自由意思を前提としており、したがって弁別能力と意識の欠如をもたらす心神喪失が、自由意思を喪失させることになる」と解説されており、制御能力への言及がないことに注意すべきである⁽⁷⁾。

さて、私は本章冒頭で「被告人の弁識能力の有無・程度は、犯行そのもの及びその前後の行動によって規範的に評価できるから法律判断の対象たり得る」と述べたが、抽象的すぎて分かりにくいかも知れないので、次にそれについて説明しておくことにする。

第三章 是非弁別能力

少し長くなるが、植松正から引用する。

(5) 鑑定医によって結論がバラバラになる、検察・弁護、頼んだ方に有利な鑑定を出すといった問題の「遠因として精神鑑定の専門医がほとんど存在していないという事実が挙げられ」る。岩波明「精神鑑定の暴走を許すな！」諸君40巻8号(平成20年)、141頁。

(6) 田中英夫「英米法辞典」東京大学出版会、563頁。cf. John Burke “Jowitt’s Dictionary of English Law” 2nd ed. (1977) Vol.2, 1126.

(7) ステファニ・ルヴァスール・ブーロック「フランス刑事法〔刑法総論〕」沢登俊雄・沢登佳人・新倉修訳、成文堂(昭56)、254頁。

「刑法は平凡な多数人を規律する社会規範であるから、責任能力を有するものとして、処罰の対象とすべきは、平凡な多数人でなければならない。…通常の社会生活を営み得るに必要な最小限度の素質と教養とを有する者を、責任能力者の最低の限界としなければならない。

これをもう一段掘り下げるとすれば、正常な社会生活を営んでいる者としての裁判官が、一般平均人の代表として、自らの思考の範囲において了解を可能とする行為者をもって、この下限とするということに帰着する。具体的な行為は一見不可解に見えても、その理由なり経路なりを知るに及んで、正常人にとってもさもあり得べきこととして、了解され得るような場合には、それは正常人に了解可能であるという意味において「正常」概念のうちに入ってくる。言い換えれば、それは正常人の代表者たる裁判官によって、平凡な多数人を標準として当該行為者が評価される時、その者が普通人の了解し得るような行動をしていると見られることは、結局、平凡な多数人と等質の集団の成員たるにふさわしい人格の所有者であることを示すことになる。そういう人格構造を有する者は、たとえ、精神医学的理想類型に照らして多少の異常を免れない者であったとしても、多数人を規律する社会規範たる刑法の名宛人たるには適する者と言うべきである。

行為にして、もしこの了解可能な限界を超え、平均人の思考をもってしては、その行為に相応した理由があるということを知り得ないようになれば、それはもはや普通の社会規範的価値判断の対象とはなし得ない⁽⁸⁾。

被告人に責任能力があるか否か、言い換えると是非弁識能力があるかどうかは、完全に一般社会人の倫理的な評価なのであるから、極端に言えば精神医学の助けは要らない。参考として聞いておいてもよい、程度である。しかし近年は、生物学的要素は責任能力の二大要素の一つということが無視されないどころか、前述最判平成20年4月25日の影響もあってますます重みが増して来た感があり、このことを繰り返しておくことが絶対必要である。

精神医学の必要性・重要性は、副島洋明が力説するように、処遇に関してである。「個人的には、『心神喪失』とか『心神耗弱』とか、本当にあり得るのかと思う。どんなに妄想や幻覚が急性期にあろうとも、心や精神機能

を『喪失』してしまうなどということがあり得るはずがないだろう。今の刑事裁判では、精神鑑定は、言うなれば被告人を無罪にするか、罪を減軽するための弁護方法としてだけ、ということになっている」。しかし、「私は…受刑能力の鑑定がもっと重要視されてもいいと思う。この人達は『犯罪者』という形で登場するけれども、必要なのは刑務所ではなく、更生の場である。彼らの『育ち直し』や『生き直し』にふさわしい場所での更生のための教育である」⁽⁹⁾。

さて話を元に戻し、具体的にはどのように「一般社会人の倫理的な評価」をするのか？ 冒頭に挙げた渋谷事件を例に取れば、殺人の動機としては①結婚直後から夫婦仲が悪い、②夫からひどい暴力を受けていた、③夫が愛人を作った、④自分にも愛人が出来た、など殺人に至るに十分な理由がある。常日頃から夫婦仲が良く、殺す理由が考えられないという状況であれば、妻の精神異常、多分「喪失」が疑われる。

以上は犯行前の事情であるが、犯行及び犯行後はどうか？ 犯罪を隠すため死体をバラバラに切り刻む、というのは極めて残酷ではあるが、家に火をつけて燃やすと並んで、大いにあり得るパターンである。ビニール袋に分けて詰めたのは運び易くするため、別々の場所に捨てたのは一箇所にまとめると発見されやすくなるためと、いちいち理屈に合っている。そして、犯罪の痕跡と同時にいやな記憶も消し去るために、犯行現場である自宅マンションをリフォームしている。更に、夫の行方不明を怪しまれないよう、警察にそ知らぬ顔で捜索願まで出している。

これほど完璧な犯罪隠滅^{いんめつ}工作をしている被告人を、検察・弁護双方の精神科医は「心神喪失」と結論づけるのであるから、精神医学と法律とは全然別個の領域、と考えられるのもやむを得ない。

逆に、被告人が死体を切り刻んだ後、血の海の中で平然と暮らしていたり、あるいは胴体・上下肢などをビニール袋に入れずそのまま玄関の外に放り出したためすぐさま警察に通報され、逮捕されたということであれば、やはり精神異常が明らかということになる。

このように、責任能力があるか否か、心神喪失状態であったか否か、精神異常者かどうかは、社会生活を送っ

(8) 植松正「責任能力」刑事法講座第2巻、日本刑法学会編、287-8頁。

(9) 副島「求められているのはむしろ新しい『責任能力論』である」前出「刑法三九条は削除せよ！是か非か」131、125頁（です体をである体に変更）。

ている通常の誰にでも判断可能な事柄なのである。

第四章 結論

なぜ死体をバラバラにしたかという行為の意味を考えず、その残酷さだけに気を取られると判断を誤り、喪失少なくとも耗弱ではないかとの予断を抱きやすい。その好例が、平成18年12月30日の「歯科医宅、妹バラバラ殺人事件」である。

東京地裁は、歯学部進学希望の浪人生(21歳)による妹(20歳)殺害は、責任能力下で行なわれたもので有罪としつつ、死体損壊については鑑定に従い、殺害が「衝撃となって、解離性同一性障害による解離状態が生じ、死体損壊時には、本来の人格とは異なる^{どうもう}獐猛な人格になっていた可能性が高い」と喪失を認定し、無罪とした。時間的に連続した行為であるにも拘わらず、一方が完全能力で他方が無能力という判決は、改めて能力判定の「いい加減さ」をアピールする結果となった。

判決によれば、「死体を左右対称に15にも解体などしたという手の込んだものだが、その意図や作業過程は、隠しやすくするとか運びやすくするということでは説明でき」ない。—しかし、被告人は家業を継ぐべく三浪もしており、高校在学中も計算に入れると6年近くも不安と緊張と抑制の日々を送っているわけで、如何にストレスが溜まっていたかは想像に難くない。それが妹の一言で一気に爆発したのであるから、殺害も^{りょうき}獐奇的な死体処理も納得の行くことである。乳房を^{ていねい}丁寧に切り取ったという行為からは、同時に性欲の爆発でもあったことが窺える。

血痕をきれいに洗い流し、死体を部屋に隠した上で「鑑賞用のサメが死んだ臭いだから気にしないで」と親に言い、捨てるのは予備校の合宿から帰ってからと計画するなど、犯行の隠蔽にも何ら精神の異常は見受けられない。

最後に、日本国中を^{がくぜん}愕然とさせ、世界にも報道された「秋葉原通り魔殺人事件」にも触れておきたい。被疑者(25歳)は平成20年6月8日、東京都千代田区秋葉原の歩行者天国にトラックで突っ込んで数人をはねた後、今度はナイフで道行く人々を次々に刺した、という事件である。7名が死亡し、10名が負傷した。

逮捕後警察で「誰でもいいから、殺すのが目的」と言

っているように、典型的な理由無き・動機無き「通り魔」殺人である。現行犯であるから、弁護人の訴訟対策は、例によって「責任能力」に決まっている。「わけのわからない」行動を取る人間を、世間では「気違い」と呼ぶから、その点では最初から弁護側に有利である。鑑定人も当然、それらしい病名を付けて心神喪失と結論づけてくるであろう。通説では、犯罪は残酷だったり大規模だったり、罪が重ければ重いほど、精神異常を理由とした無罪に近づく、という^{とうさく}倒錯(Perversion)に陥るのである。

しかし、外見あるいは結果の異常、例えば死体を切り刻むだの無差別に多数を殺すだの、に目を奪われてはならない。そういう表面的な惨状に注目するなら、上述のように「どうせ罪を犯すなら、派手に大きくやった方が得」となってしまうからである。精神異常かどうかは、発生した結果ではなく、行為者の心理状況で判断しなければならない。心理状況は、心の中の主観なので目に見えない。それ故、犯行及びその前後の行動という客観的事実からその意味を考えるのである。

秋葉原の通り魔の行動は、^{ちくいち}逐一合理的であって、全然異常ではない。先ず、青森県で一・二と言われる進進学校を卒業しているから、気違いどころか頭脳優秀である。自動車専門の短大を卒業した後は、派遣社員として自動車組み立て工場等で普通に仕事をこなしている。自動車運転免許も取得しているし、余暇には、携帯電話の掲示板を読んだり書き込んだり、通常の若者と全然変わりがない。

精神科医は、そういう彼が犯行直前に、精神に異常を来たしたとでも言うのであろうか？ 答えは否である。犯行当日に、「これから秋葉原へ行って、人を殺す」と携帯で予告している。法律上の「心神喪失」とは、弁識能力の欠如、即ち「自分が何をやっているのかが分からない、従って悪いことをしようとしているとの意識がない心理状態」を言うのである。被疑者は自分がこれから何をしようとしているのか、明瞭に理解しているし、予告通りに行動もしているのであるから、精神は正常そのものである。

被疑者が通常人と完全に異なるのは、制御能力の欠如即ち自己の欲望を理性によって抑えることができない、という点である。どういう欲望か？ 片田珠美によれば、最近の若者に顕著なのは、「インターネット、テレビゲーム、ビデオなどの仮想現実^{仮想現実}に没頭することによって、若者たちは他者が介在しない『自己中心』の世界に閉じ

こもり、自己愛的万能感を際限なく肥大させていく」⁽¹⁰⁾ ことである。通常は、他人との接触によって、そういう高い自己評価は段々と擦り減らされて行くものなのだが、最近の子供はほとんど仮想世界で遊ぶので、自己評価が高いまま大きくなってゆく。そうすると早晩、頭の中にイメージとして描いている万能的自分と社会的に低くしか評価されない現実の自分との間の大きなギャップに直面し、愕然とすることになる。歯学部合格を目指して浪人生活を延々と続けている前出殺人犯と全く同じに、ここでも欲求不満が溜まってゆく。

「大量に溜まったストレスを、一気に放出したい」というのが、本件犯人の欲望である。虫けらのように軽んじられている自分を、一気にヒーローにまで高めるには、どうするか？ 世間があっと驚くようなことをすればよい。そこで彼は、ちょうど七年前、宅間守が大阪教育大

学付属池田小学校を襲った6月8日を選んだ。そして、ヒーローには拍手喝采をしてくれる観衆が必要だということで、一生懸命に犯行予告を掲示板に書き込んだ。彼なりに、綿密に大量殺人ショーを演出したのである。

最後にもう一度繰り返しておく、心神喪失・耗弱は、一般人による社会的・倫理的評価であって、精神医学の専門家が出る幕ではない。にも拘らず今日の通説・判例では、専門家の意見を尊重せよ、ということになっている。こういう状況で平成21年5月21日から「裁判員制度」が始まり、一般市民が「重大な刑事事件」の裁判に参加すればどうなるか？ はなはだ心配である。「わけのわからない」医学専門用語がちりばめられた鑑定書及び鑑定証言を前にすれば、それに盲従するしかなくなる。凶悪な殺人犯が、次々と無罪又は減軽を勝ち取ってゆくことになろう。

⁽¹⁰⁾ 片田『『コピー&ペースト』型大量殺戮の恐怖』諸君40巻8号、159-60頁。